

令和 7 年 9 月市議会 総務委員会資料
第122号議案

長崎のもぎき恐竜パーク条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正の内容	3 ～ 4
3 使用料の再算定	5 ～ 8
4 新旧対照表	9 ～ 13
【参考 1】 条例施行規則で制定するもの	14 ～ 17
【参考 2】 使用料・手数料の算定方針	18 ～ 23
【参考 3】 使用料の改定	24 ～ 25
【参考 4】 使用料・手数料の見直しに伴う 指定管理者制度導入施設への対応について . .	26 ～ 28

南 総 合 事 務 所

令 和 7 年 9 月

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例（南総合事務所所管分）

条 例	施設名
長崎のもざき恐竜パーク条例	長崎のもざき恐竜パーク 恐竜広場

2 改正の内容

(1) 長崎のもぎき恐竜パーク 恐竜広場

ア 行為等使用料の改定（別表第1（第10条関係））

行為の種類	単 位	現 行	改正案
行商、募金その他これらに類するもの	1日	261円	390円
業として行う写真又は映画の撮影	1日	104円	200円
	1月	1,613円	3,100円
興行	1平方メートルにつき1日	18円	36円
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,613円	2,250円
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12円	24円

※ 全施設統一

2 改正の内容

イ 恐竜パーク体育館使用料（利用料金の基準額）の改定（別表第2（第10条関係））

区 分		現 行 （1時間につき）	改正案 （1時間につき）
アリーナ	卓球（1台につき）	－	310円
	バドミントン（1面につき）	691円	380円
	バレーボール（1面につき）	691円	900円
	バスケットボール（1面につき）	1,037円	900円
	その他（全面）	3,237円	4,200円
トレーニング室		1,204円	1,680円
ステージ		712円	990円

※ 卓球については、附属設備使用料（157円）としていたが、他のスポーツ施設と同様に使用料とする。

※ リハーサル料金については、使用料の4割から5割に見直す（全施設統一）。

ウ 施行期日

令和8年4月1日

3 使用料の再算定

(1) 長崎のもぎき恐竜パーク 恐竜広場

ア 行為等使用料（全施設統一）

行為の種類	単位	現行料金 ①	最終結果 ②	増 減 (②-①)
行商、募金その他これらに類するもの	1日	261円	390円	129円
業として行う写真又は映画の撮影	1日	104円	200円	96円
	1月	1,613円	3,100円	1,487円
興行	1平方メートルにつき1日	18円	36円	18円
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,613円	2,250円	637円
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12円	24円	12円

- ・各行為の種類のコ金に激変緩和措置の倍率を乗じて得た額を見直し後の金額とする。
- ・「業として行う写真又は映画の撮影」の月単位の使用料については、現行料金の日単位と月単位の比率（15.5倍）を乗じた額とする。
- ・「興行」及び「集会、展示会その他これらに類するもの」については、1㎡あたりで設定されており、使用する面積によって異なることから、10円未満を切り捨てた際の影響が大きいと考えられるため、10円未満は切り捨てない。

3 使用料の再算定

(1) 長崎のもぎき恐竜パーク 恐竜広場

イ 恐竜パーク体育館（トレーニング室）算定結果 （入館施設・通常算定）

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③ (①÷②)	受益者負担率 ④
スポーツ施設 (体育館)	長崎のもぎき 恐竜パーク 体育館	870,618円	140人	6,219円	50%

区分	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ (③×④)	激変緩和 措 置 ⑦	最終結果 ⑧ (⑥と⑦の小さい方)	増 減 (⑧-⑤)
トレーニング室	1,204円	3,109円	1,680円	1,680円	476円

3 使用料の再算定

(1) 長崎のもぎき恐竜パーク 恐竜広場

ウ 恐竜パーク体育館（トレーニング室を除く）算定結果（貸館施設・個別事由）

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
スポーツ施設 (体育館)	長崎のもぎき 恐竜パーク 体育館	24,874,808円	2,110㎡	4,667時間	3.2%	78円	50%

体育館については、全体育館の1㎡あたりのコストの平均値 **(48.87円/㎡) ⑦** を統一単価とする。

卓球、バドミントン、バレーボール及びバスケットボールについては、全体育館で料金を統一する。

区分 (㎡) ⑧	現行 料金 ⑨	コスト/室 ⑩ (⑦×⑧)	再算定結果 ⑪ (⑩×⑥)	激変緩和 措 置 ⑫	個別事由		最終結果 ⑭ (⑬と同じ)	増 減 ⑮ (⑭-⑨)
					金 額 ⑬	理 由		
卓球 (98.00)	157円	4,790円	2,395円	310円	310円	同種施設料金統一	310円	153円
バドミントン (124.74)	691円	6,097円	3,048円	380円	380円		380円	-311円
バレーボール (360.00)	691円	17,595円	8,797円	900円	900円		900円	209円
バスケットボール (608.00)	1,037円	29,716円	14,858円	900円	900円		900円	-137円

3 使用料の再算定

(1) 長崎のもぎき恐竜パーク 恐竜広場

ウ 恐竜パーク体育館（トレーニング室を除く）算定結果（貸館施設・個別事由）

区分 (㎡) ⑧	現行 料金 ⑨	コスト/室 ⑩ (⑦×⑧)	再算定結果 ⑪ (⑩×⑥)	激変緩和 措 置 ⑫	個別事由		最終結果 ⑭ (⑬と同じ)	増 減 ⑮ (⑭-⑨)
					金 額 ⑬	理 由		
アリーナ全体 (1,333.00)	3,237円	65,144円	32,572円	4,200円	4,200円	同種施設単価統一	4,200円	963円
ステージ (80.00)	712円	3,910円	1,955円	990円	990円		990円	278円

4 新旧対照表

改正前	改正後
○長崎のもぎき恐竜パーク条例 令和2年9月25日 条例第46号 第1条から第7条 [略] 第8条 恐竜広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。 ただし、行為の許可に係るもので指定管理者が特に承認したものについては、この限りでない。 (1) 恐竜広場の建物、<u>附属設備等</u>を損傷し、又は汚損すること。 (2) ～ (9) [略] 第9条 [略] 第10条第1項 [略] 2 利用料金は、行為の許可に係るものにあつては別表第1に掲げる額を、利用の許可に係るもの<u>(附属設備の利用に係るものを除く。)</u>にあつては別表第2に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 3 <u>附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u>	○長崎のもぎき恐竜パーク条例 令和2年9月25日 条例第46号 第1条から第7条 [略] 第8条 恐竜広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。 ただし、行為の許可に係るもので指定管理者が特に承認したものについては、この限りでない。 (1) 恐竜広場の建物、<u>設備等</u>を損傷し、又は汚損すること。 (2) ～ (9) [略] 第9条 [略] 第10条第1項 [略] 2 利用料金は、行為の許可に係るものにあつては別表第1に掲げる額を、利用の許可に係るものにあつては別表第2に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 [削る]

4 新旧対照表

改正前	改正後
4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 第11条から第18条 [略] 第19条 恐竜広場の建物、<u>附属設備等</u>を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 第20条第1項 [略] 2 前項の場合における第5条第1項、第6条から第9条まで、第10条第1項<u>及び第3項</u>、第11条から第13条まで、第16条、別表第1 <u>並びに別表第2</u>の規定の適用については、第5条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第6条から第9条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条第1項中「恐竜広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1又は別表第2に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、<u>同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と</u>、第11条中「指	3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 第11条から第18条 [略] 第19条 恐竜広場の建物、<u>設備等</u>を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 第20条第1項 [略] 2 前項の場合における第5条第1項、第6条から第9条まで、第10条第1項、第11条から第13条まで、第16条、別表第1 <u>及び別表第2</u>の規定の適用については、第5条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第6条から第9条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条第1項中「恐竜広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1又は別表第2に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、第11条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第12条、

4 新旧対照表

改正前	改正後
定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第12条、第13条及び第16条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第1及び別表第2中「金額」とあるのは「使用料」とし、第5条第2項並びに第10条第2項及び第4項の規定は適用しない。 第20条第3項 [略] 第21条 [略]	第13条及び第16条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第1及び別表第2中「金額」とあるのは「使用料」とし、第5条第2項並びに第10条第2項及び第3項の規定は適用しない。 第20条第3項 [略] 第21条 [略] 附 則 (施行期日) <u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> (経過措置) <u>2 改正後の長崎のもぎき恐竜パーク条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に申請されるものに係る利用料金について適用し、同日前に申請されたものに係る利用料金については、なお従前の例による。</u>

4 新旧対照表

改正前			改正後		
別表第1(第10条関係)			別表第1(第10条関係)		
行為の種類	単位	金額	行為の種類	単位	金額
行商、募金その他これらに類するもの	1日	円 <u>261</u>	行商、募金その他これらに類するもの	1日	円 <u>390</u>
業として行う写真又は映画の撮影	1日	<u>104</u>	業として行う写真又は映画の撮影	1日	<u>200</u>
	1月	<u>1,613</u>		1月	<u>3,100</u>
興行	1平方メートルにつき1日	<u>18</u>	興行	1平方メートルにつき1日	<u>36</u>
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	<u>1,613</u>	広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	<u>2,250</u>
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	<u>12</u>	集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	<u>24</u>
備考			備考		
1 [略]			1 [略]		
2 金額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、 <u>1月を30日として日割計算をする。</u>			2 金額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、 <u>その日数に200円を乗じて得た額とする。</u>		
3 [略]			3 [略]		
4 <u>金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</u>			[削る]		

4 新旧対照表

改正前			改正後		
別表第2(第10条関係)			別表第2(第10条関係)		
区分		金額(1時間につき)	区分		金額(1時間につき)
アリーナ		円	アリーナ	卓球(1台につき)	円 <u>310</u>
	バドミントン(1面につき)	<u>691</u>		バドミントン(1面につき)	<u>380</u>
	バレーボール(1面につき)	<u>691</u>		バレーボール(1面につき)	<u>900</u>
	バスケットボール(1面につき)	<u>1,037</u>		バスケットボール(1面につき)	<u>900</u>
	その他(全面)	<u>3,237</u>		その他(全面)	<u>4,200</u>
トレーニング室		<u>1,204</u>	トレーニング室		<u>1,680</u>
ステージ		<u>712</u>	ステージ		<u>990</u>
備考			備考		
1～2 [略]			1～2 [略]		
3 アリーナ又はステージの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる金額(備考2の適用があるときは、当該適用後の金額)の <u>4割</u> に相当する額とする。 <u>この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</u>			3 アリーナ又はステージの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる金額(備考2の適用があるときは、当該適用後の金額)の <u>5割</u> に相当する額とする。		

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

附属設備使用料と減免については、条例に基づき、規則に制定する。

(1) 長崎のもぞき恐竜パーク 恐竜広場

ア 附属設備の利用料金の基準額

区 分	現 行	改正案	考え方
卓球台（1 台）	157円	廃止	使用料として徴収するため廃止する。
机（1 脚）	41円		使用料に包含することとし廃止する。
補助椅子（1 脚）	10円		

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

(1) 長崎のもぎき恐竜パーク 恐竜広場

イ 減 免

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

現 行		改正案	
項 目	減免率	項 目	減免率
本市又は本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事に利用するとき	100%	本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業のために施設を行事で利用するとき	100%

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
本市又は本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事に利用するとき	100%	本市に所在する児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第 1 条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く）が、その目的達成のために施設を行事で利用するとき	100%	教育や福祉に関する公共性が高い活動で、児童生徒の地域学習に貢献できるため。
本市に所在する学校が教育の目的達成のための行事に利用するとき	70%			
本市が設置する児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設をいう。）がその活動のための行事に利用するとき	100%			
本市に所在する児童福祉施設が教育の目的達成のための行事に利用するとき	70%			

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

(1) 長崎のもぎき恐竜パーク 恐竜広場

イ 減 免

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
国若しくは県又は公益財団法人長崎市スポーツ協会（当該協会に加盟する団体を含む。）その他スポーツ団体が主催するスポーツ大会、競技会その他の行事で市長が別に定めるものに利用するとき	100% 又は 50%	本市に所在するスポーツ振興団体が、スポーツ等施設を利用する場合かつ公益性が認められる活動で施設を行事で利用するとき	50%	スポーツの振興を図る公益性が高い活動であるため。
規定なし	—	本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で施設を行事で利用するとき	50%	社会教育に関する公益性が高い活動で、児童生徒の教育の推進に貢献できるため。
本市に所在する心身障害者団体若しくはその育成団体又は社会福祉事業を行う団体がその目的達成のための行事に利用するとき	50%	本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を行事で利用するとき	50%	障害者の社会参加を促進する公共性が高い活動であるため。
		本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を行事で利用するとき	50%	社会福祉に関する公益性が高い活動で、社会福祉施策の推進に貢献できるため。

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

(1) 長崎のもぎき恐竜パーク 恐竜広場

イ 減 免

(ウ) その他市長が特に必要と認める分

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
その他市長が特に必要と認める とき	市長が別に 定める額	市長が特に必要と認めるとき	減免理由に 応じて、減免率 を100%また は50%とす る	市の施策を推進するため。 ただし、減免の実施は、歳入 を減少させ市の財政に影響を 与えることを念頭に、真に必 要なものに限定する。

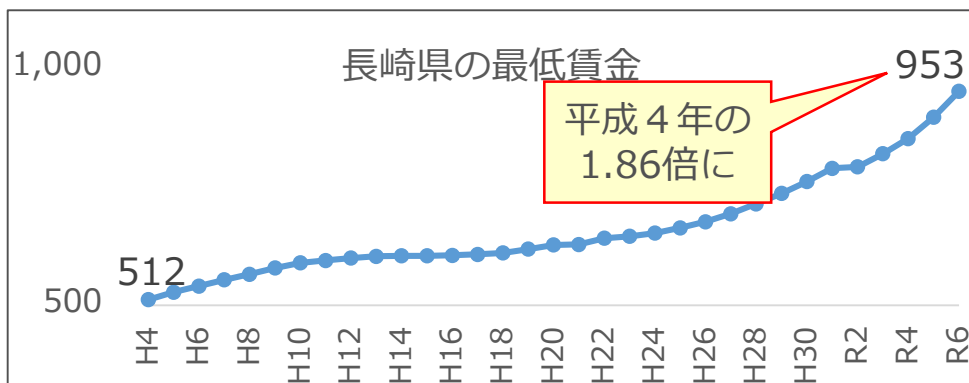
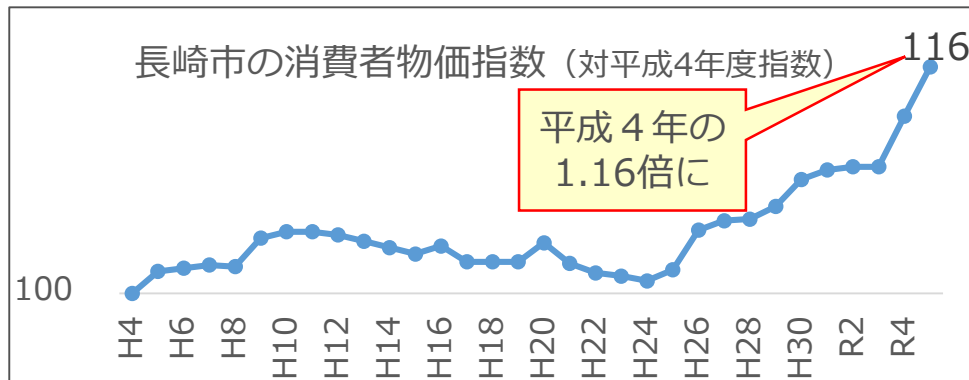
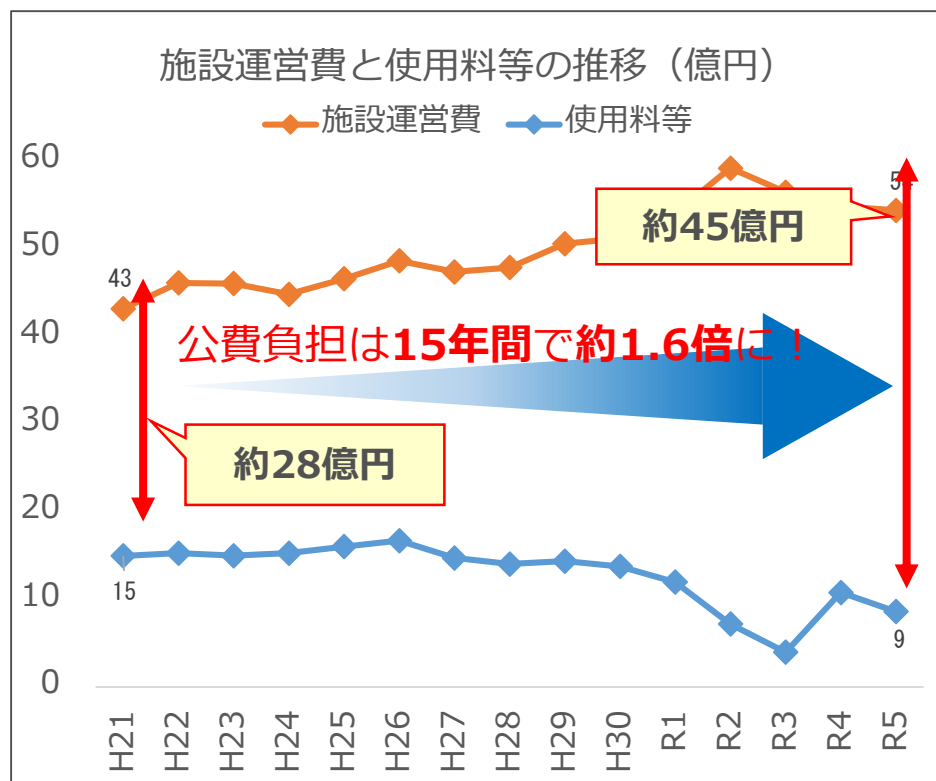
【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降約30年間改定していない。

この間、人件費や物件費などの**施設運営費は増加し続けている**ため、本来、施設の利用者が負担する**使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず**、不足分は**公費（税金等）で補っている**状況である。
なお、手数料においても同様の状況にある。



【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和6年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化**及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、 使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策**や**運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。

 受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■ 入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■ 貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

（ア）施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
（イ）施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：100%以上 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：0% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
 高い ← 市民生活上の必要性 → 低い			

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

工 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

才 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(3) 手数料

ア 算定方

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

イ 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

（ア）人件費	1分あたりの人件費（職種別平均給与単価） × 平均処理時間
（イ）物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ 減 免

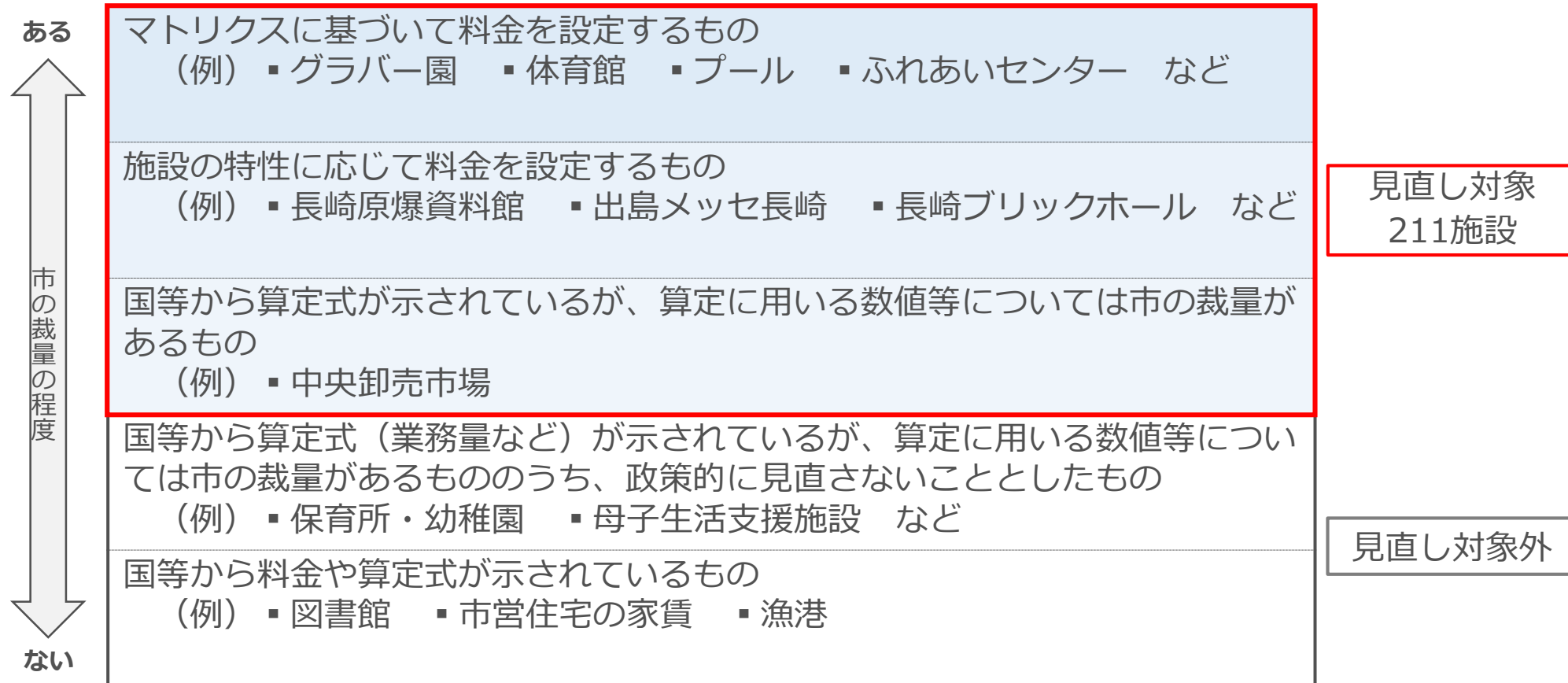
使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として5年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

【参考3】使用料の改定

(1) 見直しの対象



【参考3】使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（ロープカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学习・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）

高い

市民生活上の必要性

低い

1 見直しの背景と対応

- 指定管理者制度導入施設のうち利用料金制を適用している施設については、利用料金収入額を変更し、指定管理委託料又は固定納付金の見直しを行う必要がある。
- 一方で、これまで使用料・手数料（以下「使用料等」という。）の見直しを30年以上行っておらず、指定管理者による集客努力をもってしても、十分に使用料等改定の効果が発揮できない場合も想定される。
- 協定書の責任分担表においては、「施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更」及び「長崎市の事情による利用者の減」の責任は長崎市が負うものとしている。
- 市の施策として使用料等の見直しを進める中、それに伴うリスクを指定管理者に負わせることがなく、安定した施設の管理運営を行うことができるよう、指定管理者にとって不利とならない対応を行う。

（参考）協定書における責任分担表（抜粋）

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○

2 令和8年度における対応について

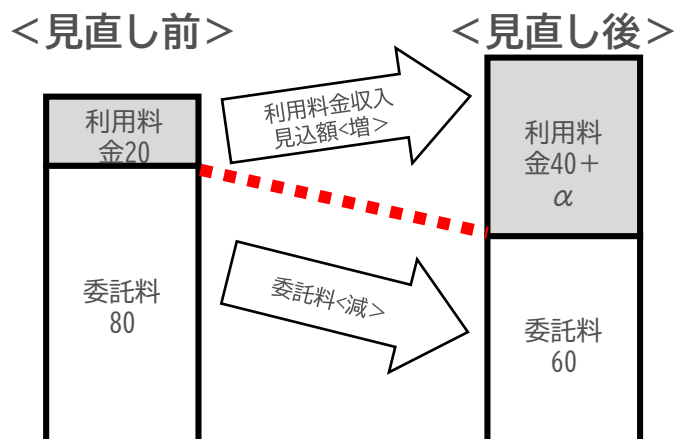
利用料金併用制の施設

※一部を市からの指定管理委託料で、残りを利用料金で賄う
(使用料等の見直しに伴い利用料金の改定を行う施設)

- 原則として、利用料金制の適用施設は、見直し後の利用料金の基準額（以下「新料金」という。）を踏まえて、委託料の算定を行う。
- 一方、令和8年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の委託料を据え置くこととする。

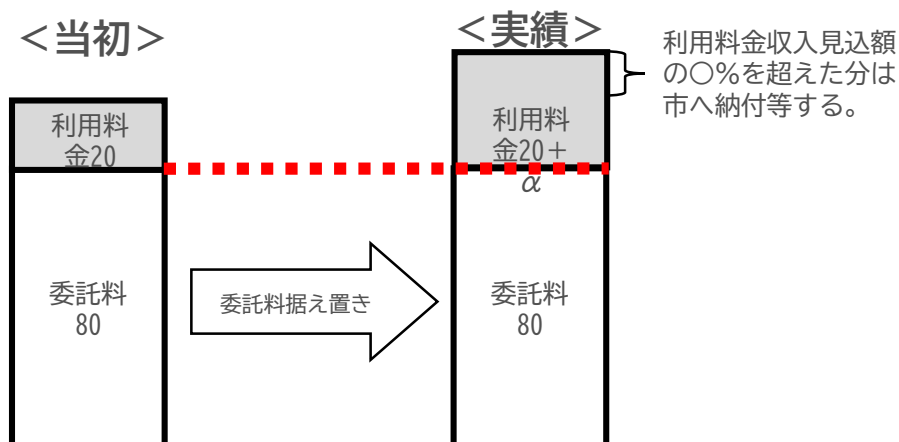
原則

- 利用料金収入見込額の「増」に伴い、委託料は「減」となる。



令和8年度

- 令和8年度においては、特例として現行の委託料を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の〇%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元に充てるものとする。



3 使用料等の見直しに伴う経費の対応

- 指定管理業務として対応するものは、指定管理者と協議のうえ、令和 8 年 4 月からの見直しに向けた準備行為として、令和 7 年度に負担金等の必要な財政措置を講じる。

（広報物の印刷製本費や券売機改修委託料など）

4 スケジュール

時期	指定管理者制度導入施設	令和 8 年 4 月の更新施設
令和 7 年 8 月 9 月 10 月 11 月 12 月	9 月市議会条例改正 （各施設の使用料等の見直し） - 指定管理者と協議 ※必要に応じ補正予算計上	- 公募開始 9 月市議会条例改正 （各施設の使用料等の見直し） - 指定管理者候補者の選定 11 月市議会 （指定議案及び債務負担行為設定）
令和 8 年 1 月 2 月 3 月 4 月	2 月市議会（当初予算） - 新料金の運用開始	2 月市議会（当初予算）、協定締結 - 新料金の運用開始